

「揮発油税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後			改 正 前		
目 次			目 次		
第 1 章～第 3 章 (省略)			第 1 章～第 3 章 (同左)		
第 4 章 免税及び税額控除等			第 4 章 免税及び税額控除等		
第 1 節 共通事項 (第43条の2～第53条)			第 1 節 共通事項 (第44条～第53条)		
第 2 節 未納税免税 (第54条～ <u>第61条の2</u>)			第 2 節 未納税免税 (第54条～ <u>第61条</u>)		
第 3 節・第 4 節 (省略)			第 3 節・第 4 節 (同左)		
第 5 節 航空機燃料用免税 (第69条～ <u>第73条の2</u>)			第 5 節 航空機燃料用免税 (第69条～ <u>第73条</u>)		
第 6 節 (省略)			第 6 節 (同左)		
第 7 節 特定石化製品 (第78条～ <u>第81条の2</u>)			第 7 節 特定石化製品 (第78条～ <u>第81条</u>)		
第 8 節 特定用途免税 (第82条～ <u>第86条の2</u>)			第 8 節 特定用途免税 (第82条～ <u>第86条</u>)		
第 9 節・第10節 (省略)			第 9 節・第10節 (同左)		
第 5 章・第 6 章 (省略)			第 5 章・第 6 章 (同左)		
(定義)			(定義)		
第 1 条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。			第 1 条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。		
順 号	用 語	意 義	順 号	用 語	意 義
1～19	(省略)	(省略)	1～19	(同左)	(同左)
20	未納税免税 の揮発油	法第 14 条第 1 項又は法第 14 条の 3 第 1 項《未納税移出又は未納税引取り》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油	20	未納税免税 の揮発油	法第 14 条第 1 項又は法第 14 条の 2 第 1 項《未納税移出又は未納税引取》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油

改正後			改正前		
21～22	(省略)	(省略)	21～22	(同左)	(同左)
23	航空機燃料用免税の揮発油	法第16条の3第1項又は法第16条の5第1項《航空機燃料用揮発油の免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油	23	航空機燃料用免税の揮発油	法第16条の3第1項又は法第16条の4第1項《航空機燃料用揮発油の免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油
24～35	(省略)	(省略)	24～35	(同左)	(同左)
36	指定蔵置場	規則第1条第1号又は規則第3条第1号《未納税移出又は未納税引取りを認める揮発油及び場所》の規定により、国税庁長官が指定した場所	36	指定蔵置場	規則第1条第1号又は規則第2条第1号《未納税移出又は未納税引取りを認める揮発油及び場所》の規定により、国税庁長官が指定した場所
37～45	(省略)	(省略)	37～45	(同左)	(同左)

(注) この通達の2以上の条において用いられる省略用語等で、前表に掲げるもの以外のものは、左表のとおりである。

なお、同表の条項欄では、1、2、3で条を①、②、③で項を示しているから留意する。

(注) この通達の2以上の条において用いられる省略用語等で、前表に掲げるもの以外のものは、左表のとおりである。

なお、同表の条項欄では、1、2、3で条を①、②、③で項を示しているから留意する。

順号	省略用語	省略用語を規定する条項	省略用語を用いる条項
1～12	(省略)	(省略)	(省略)
13	特定石化製品の非課税移出の規定	13①(法定製造場の範囲)	13④、16①、17②、30、43の2、45⑦、49①、81③④
14～24	(省略)	(省略)	(省略)
25	免税揮発油等	43の2(移出に係る免税揮発油等の移入明細書等の作成)	44

順号	省略用語	省略用語を規定する条項	省略用語を用いる条項
1～12	(同左)	(同左)	(同左)
13	特定石化製品の非課税移出の規定	13①(法定製造場の範囲)	13④、16①、17②、30、44、45⑦、49①、81③④
14～24	(同左)	(同左)	(同左)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改 正 後				改 正 前			
<u>26</u>	移入明細書	43の2（移出に係る免税揮発油等の移入明細書等の作成）	44、45①⑦、61の2①、73②	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>27</u>	移入証明書	43の2（移出に係る免税揮発油等の移入明細書等の作成）	60の2①、73①、73の2①、81の2①、86の2①	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>28</u>	移入届出書	44（移出に係る免税揮発油等の移入明細書等の作成の特例）	60の2⑥、61の2①、73②、73の2⑤、81の2⑤、86の2⑤	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>29</u>	積込み場所	58の2（航空機燃料用に供される場所）	70③、71①	<u>25</u>	積込み場所	70①（移入場所の範囲等）	70③、71①
<u>30</u>	試薬	(省略)	(省略)	<u>26</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>31</u>	大使館等	(省略)	(省略)	<u>27</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>32</u>	大使等	(省略)	(省略)	<u>28</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>33</u>	登録車	(省略)	(省略)	<u>29</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>34</u>	外務省	(省略)	(省略)	<u>30</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>35</u>	購入証明書	(省略)	(省略)	<u>31</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>36</u>	販売証明書	(省略)	(省略)	<u>32</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>37</u>	購入票	(省略)	(省略)	<u>33</u>	(同左)	(同左)	(同左)
<u>38</u>	制限数量	(省略)	(省略)	<u>34</u>	(同左)	(同左)	(同左)
(法定製造場の範囲) 第13条 法第14条第6項又は法第14条の3第5項《製造者等とみなす場				(法定製造場の範囲) 第13条 法第14条第6項又は法第14条の2第5項《製造者等とみなす場			

改 正 後	改 正 前
<p>合》の規定は、未納税免税の揮発油についてのみ適用されるのであり、租特法第89条の2第8項《法の準用》において準用する法第14条第6項の規定は、租特法第89条の2第4項ただし書《揮発油の移出とみなさない場合》の規定（以下「特定石化製品の非課税移出の規定」という。）の適用に係るB T X類についてのみ適用されるのであるから留意する。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 保税地域からの引取りに係る未納税免税の揮発油に該当するものとしてその引取先に移入された後、その引取元において法第14条の3第7項《未納税免税の不適用》の規定により揮発油税が徴収されることとなった揮発油については、同条第5項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>4 （省略）</p> <p>（「製造を廃止した場合」の意義等）</p> <p>第28条</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 事業を譲渡した場合、法人成りの場合又は会社分割があった場合等で、その時にその製造場に現存する揮発油についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる揮発油について、法第14条第1項第5号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同項の承認を与えて<u>差し支えない</u>。</p> <p>（直ちに徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p>第43条 法第14条の3第7項（租特法第89条の4第2項又は同法第90条の</p>	<p>合》の規定は、未納税免税の揮発油についてのみ適用されるのであり、租特法第89条の2第8項《法の準用》において準用する法第14条第6項の規定は、租特法第89条の2第4項ただし書《揮発油の移出とみなさない場合》の規定（以下「特定石化製品の非課税移出の規定」という。）の適用に係るB T X類についてのみ適用されるのであるから留意する。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 保税地域からの引取りに係る未納税免税の揮発油に該当するものとしてその引取先に移入された後、その引取元において法第14条の2第7項《未納税免税の不適用》の規定により揮発油税が徴収されることとなった揮発油については、同条第5項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>4 （同左）</p> <p>（「製造を廃止した場合」の意義等）</p> <p>第28条</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 事業を譲渡した場合、法人成りの場合又は会社分割があった場合等で、その時にその製造場に現存する揮発油についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる揮発油について、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同項の承認を与えて<u>差支えない</u>。</p> <p>（直ちに徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p>第43条 法第14条の2第7項（租特法第89条の4第2項又は同法第90条の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 第 2 項《法の準用》において準用する場合を含む。)又は法第16条の5 第 3 項《引取りに係る免税揮発油につき移入証明書が提出されない場合》の規定により直ちに揮発油税を徴収する場合の法定期限は、<u>法第14条の3 第 2 項《移入証明書の提出命令》</u>（法第16条の5 第 2 項、租特法第89条の4 第 4 項又は同法第90条の2 第 4 項《法の準用》において準用する場合を含む。）の規定による証明書の提出期限の翌日となり、延滞税の計算はその法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p><u>(移出に係る免税揮発油等の移入明細書等の作成)</u></p> <p><u>第43条の2 未納税免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油、特定用途免税の揮発油又は特定石化製品の非課税移出の規定の適用を受ける特定石化製品（以下「免税揮発油等」という。）に係る移入明細書（令第5条の2 第 2 項、同令第10条の4、租特令第47条の5 第 3 項、同令第47条の8 第 1 項又は同令第48条の2 第 1 項《移入明細書の作成》に規定する書類をいう。以下同じ。）の作成については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>当該免税揮発油等を移出した者と当該免税揮発油等を移入した者が同一である場合</u> 当該免税揮発油等が移入場所に搬入されたことを帳簿又は伝票等により確認して作成する。</p> <p>(2) <u>前号以外の場合</u> 移入証明書（令第5条の2 第 2 項第 2 号、同令第10条の4 第 2 号、租特令第47条の5 第 3 項第 2 号、同令第47条の8 第 1 項第 2 号又は同令第48条の2 第 1 項第 2 号《移入証明書の作成》に規定する移入されたこと等を証する書類をいう。以下同じ。）に基づき作成することとなるのであるが、当該移入証明書は、免税揮発</p>	<p>2 第 2 項《法の準用》において準用する場合を含む。)又は法第16条の4 第 3 項《引取りに係る免税揮発油につき移入証明書が提出されない場合》の規定により直ちに揮発油税を徴収する場合の法定期限は、<u>移入証明書の提出期限の翌日</u>となり、延滞税の計算はその法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>油等である旨の記載のある商取引上の物品受領書等（当該免税揮発油等の移入数量が移出数量と異なる場合は、その増減数量及び増減の生じた理由を記載したものに限る。）であって移入者が証明したのもでも差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、当該移入証明書が電磁的記録（令第5条の2第2項第2号、同令第10条の4第2号、租特令第47条の5第3項第2号、同令第47条の8第1項第2号又は同令第48条の2第1項第2号に規定する要件を満たすものに限る。）により作成されている場合には、必要に応じ当該電磁的記録を電子計算機その他の機器のディスプレイ及び書面に、<u>整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくものとする。</u></u></p> <p>（移出に係る免税揮発油等の移入明細書等の作成の特例）</p> <p>第44条 <u>免税揮発油等</u>で同一規格のものを収容容量が一定の容器に収容して継続的に特定の場所に移出している場合において、個々の移出入については免税揮発油等である旨の記載をした納品書、物品受領書等を作成し、これを保存しているときは、<u>移入明細書及び移入届出書</u>（法第14条第7項《移入届出書の作成》（法第16条の3第4項、租特法第89条の2第8項、同法第89条の3第4項及び同法第90条第4項《法の準用》において準用する場合を含む。）に規定する書類をいう。以下同じ。）については、免税揮発油等の移出の日を基準とする月区分に応じ、規格及び容器区分ごとの合計数量により一括記載することとして差し支えない。</p>	<p>（移出に係る免税揮発油等の移入証明書等の作成の特例）</p> <p>第44条 <u>未納税免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油、特定用途免税の揮発油又は特定石化製品の非課税移出の規定の適用を受ける特定石化製品（以下この条において「免税揮発油等」という。）</u>で同一規格のものを収容容量が一定の容器に収容して継続的に特定の場所に移出している場合において、個々の移出入については免税揮発油等である旨の記載をした納品書、物品受領書等を作成し、これを保存しているときは、<u>法第14条第2項、同法第16条の3第2項、租特法第89条の2第6項、同法第89条の3第2項及び同法第90条第2項《移入証明書の作成》並びに法第14条第7項《移入届出書の作成》（法第16条の3第4項、租特法第89条の2第8項、同法第89条の3第4項及び同法第90条第4項《法の準用》において準用する場合を含む。）に規定する書類</u>については、免税揮発油等の移出の日を基準とする月区分に応じ、規格及び容器区分ごと</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(移出に係る免税揮発油の移入<u>明細書</u>等の提出期限の延長)</p> <p>第45条 未納税免税の揮発油、輸出免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油についての法第14条第3項（法第15条第3項、法第16条の3第3項、租特法第89条の3第3項又は同法第90条第3項《法の準用》において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第1号《移入<u>明細書</u>等の提出の延期》の規定による届出は、移入<u>明細書</u>等の提出予定日に変更があつた場合には再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう関係者を指導するものとする。</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7 特定石化製品については、法第14条第3項の規定を準用する等、移入<u>明細書</u>の提出期限の延長を認める規定はないのであるから留意する。ただし、交通の途絶等特別な事情がある場合において、その移出に係る特定石化製品の製造者が、その提出できない理由、当該移入<u>明細書</u>の提出予定日及び特定石化製品の非課税移出の規定の適用を受けうる場所に移入されている旨を書面をもつて<u>申し出た</u>ときは、必要と認められる期間についてその延長を認めるものとする。</p> <p>(引取りに係る免税揮発油の移入<u>証明書</u>の提出期限)</p> <p>第46条 未納税免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油で、保税地域からの引取りに係るものについての法第14条の3第2項《移入<u>証明書</u>の提出命令》（法第16条の5第2項、租特法第89条の4第4項又は同法第90条の2第4項《法の準用》において準用する</p>	<p>の合計数量により一括記載することとして差し支えない。</p> <p>(移出に係る免税揮発油の移入<u>証明書</u>等の提出期限の延長)</p> <p>第45条 未納税免税の揮発油、輸出免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油についての法第14条第3項（法第15条第3項、法第16条の3第3項、租特法第89条の3第3項又は同法第90条第3項《法の準用》において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第1号《移入<u>証明書</u>等の提出の延期》の規定による届出は、移入<u>証明書</u>等の提出予定日に変更があつた場合には再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう関係者を指導するものとする。</p> <p>2～6 （同左）</p> <p>7 特定石化製品については、法第14条第3項の規定を準用する等、移入<u>証明書</u>の提出期限の延長を認める規定はないのであるから留意する。ただし、交通の途絶等特別な事情がある場合において、その移出に係る特定石化製品の製造者が、その提出できない理由、当該移入<u>証明書</u>の提出予定日及び特定石化製品の非課税移出の規定の適用を受けうる場所に移入されている旨を書面をもつて<u>申出た</u>ときは、必要と認められる期間についてその延長を認めるものとする。</p> <p>(引取りに係る免税揮発油の移入<u>証明書</u>の提出期限)</p> <p>第46条 未納税免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油で、保税地域からの引取りに係るものについての法第14条の2第2項《移入<u>証明書</u>の提出命令》（法第16条の4第2項、租特法第89条の4第2項又は同法第90条の2第2項《法の準用》において準用する</p>

改正後	改正前
<p>場合を含む。)の規定による証明書の提出期限は、原則として、承認の日の翌日から起算して1月とする。</p>	<p>場合を含む。)の規定による<u>移入</u>証明書の提出期限は、原則として、承認の日の翌日から起算して1月とする。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (同左)</p>
<p>(災害等の範囲)</p>	<p>(災害等の範囲)</p>
<p>第48条 法第14条第4項又は法<u>第14条の3</u>第8項《亡失証明書》(法第15条第3項、法第16条の3第3項、租特法第89条の2第7項、同法第89条の3第3項若しくは同法第90条第3項又は法<u>第16条の5</u>第4項、租特法第89条の4第2項若しくは租特法第90条の2第2項《法の準用》において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第48条 法第14条第4項又は法<u>第14条の2</u>第8項《亡失証明書》(法第15条第3項、法第16条の3第3項、租特法第89条の2第7項、同法第89条の3第3項若しくは同法第90条第3項又は法<u>第16条の4</u>第4項、租特法第89条の4第2項若しくは租特法第90条の2第2項《法の準用》において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>(1)~(3) (同左)</p>
<p>(免税揮発油の用途変更の範囲等)</p>	<p>(免税揮発油の用途変更の範囲等)</p>
<p>第50条 法第16条の3第5項《用途外消費の禁止等》(法<u>第16条の5</u>第4項において準用する場合を含む。)、租特法第89条の3第5項《用途外消費等に対する揮発油税の課税等》(同法第89条の4第3項において準用する場合を含む。)又は同法第90条第5項《用途外消費等のみなし揮発油に対する揮発油税の課税等》(同法第90条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける用途外消費又は譲渡には、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油(その用途に供した後回収された揮発油を含む。)を、自動車の内燃機関の燃料用として消費し、又は他人に譲渡することはもとより、本来の航空機燃料又はゴムの溶剤等として他人に譲渡することも含まれ</p>	<p>第50条 法第16条の3第5項《用途外消費の禁止等》(法<u>第16条の4</u>第4項において準用する場合を含む。)、租特法第89条の3第5項《用途外消費等に対する揮発油税の課税等》(同法第89条の4第3項において準用する場合を含む。)又は同法第90条第5項《用途外消費等のみなし揮発油に対する揮発油税の課税等》(同法第90条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける用途外消費又は譲渡には、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油(その用途に供した後回収された揮発油を含む。)を、自動車の内燃機関の燃料用として消費し、又は他人に譲渡することはもとより、本来の航空機燃料又はゴムの溶剤等として他人に譲渡することも含まれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ることに留意する。</p> <p>(注) 1 免税揮発油の用途外消費又は当該用途外消費する他人への譲渡について税務署長の承認を受けても、法第16条の3第6項本文（<u>法第16条の5</u>第4項において準用する場合を含む。）、租特法第89条の3第5項又は同法第90条第5項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(免税揮発油の引取りの事前承認)</p> <p>第52条 <u>法第16条の5</u>第1項《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》、租特法第89条の4第1項《引取りに係る揮発油の特定用途免税》又は同法第90条の2第1項《引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税》の規定による承認を与える場合において、同一の引取先に継続して引取りが行われるときは、1年以内の適当な期間を指定し、かつ、次に定める条件を付けて、当該承認をあらかじめ与えて差し支えない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(未納税蔵置場の指定等)</p> <p>第55条 規則第1条第1号又は規則<u>第3条</u>第1号《未納税移出又は未納税引取りを認める揮発油及び場所》の規定による指定は、製造者又は元売業者（以下これらを「製造者等」という。）の揮発油の蔵置場のうち、次に掲げる事項のいずれにも該当するものについて、当該製造者等の申請に基づき国税庁長官が行う。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p>	<p>ることに留意する。</p> <p>(注) 1 免税揮発油の用途外消費又は当該用途外消費する他人への譲渡について税務署長の承認を受けても、法第16条の3第6項本文（<u>法第16条の4</u>第4項において準用する場合を含む。）、租特法第89条の3第5項又は同法第90条第5項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>2 (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(免税揮発油の引取りの事前承認)</p> <p>第52条 <u>法第16条の4</u>第1項《引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税》、租特法第89条の4第1項《引取りに係る揮発油の特定用途免税》又は同法第90条の2第1項《引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税》の規定による承認を与える場合において、同一の引取先に継続して引取りが行われるときは、1年以内の適当な期間を指定し、かつ、次に定める条件を付けて、当該承認をあらかじめ与えて差し支えない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(未納税蔵置場の指定等)</p> <p>第55条 規則第1条第1号又は規則<u>第2条</u>第1号《未納税移出又は未納税引取を認める揮発油及び場所》の規定による指定は、製造者又は元売業者（以下これらを「製造者等」という。）の揮発油の蔵置場のうち、次に掲げる事項のいずれにも該当するものについて、当該製造者等の申請に基づき国税庁長官が行う。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 2以上の製造者等が共同で使用する揮発油の蔵置場（以下「共同蔵置場」という。）は、各製造者等ごとの各別の蔵置場として取扱い、これらに対する規則第1条第1号及び規則第3条第1号の規定による指定も、当該各製造者等ごとの申請に基づき各別に行う。この場合において、当該蔵置場が前項第1号、第2号又は第5号に該当するかどうかの判定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 指定蔵置場に向けて製造場から移出され又は保税地域から引取られる未納税免税の揮発油は、すべて規則第1条第1号又は規則第3条第1号に規定する長期間貯蔵するための揮発油として取扱う。</p>	<p>2 2以上の製造者等が共同で使用する揮発油の蔵置場（以下「共同蔵置場」という。）は、各製造者等ごとの各別の蔵置場として取扱い、これらに対する規則第1条第1号及び規則第2条第1号の規定による指定も、当該各製造者等ごとの申請に基づき各別に行う。この場合において、当該蔵置場が前項第1号、第2号又は第5号に該当するかどうかの判定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 指定蔵置場に向けて製造場から移出され又は保税地域から引取られる未納税免税の揮発油は、すべて規則第1条第1号又は規則第2条第1号に規定する長期間貯蔵するための揮発油として取扱う。</p>
<p><u>（航空機燃料用に供される場所）</u></p> <p><u>第58条の2 法第14条第1項第3号《未納税移出》又は法第14条の3第1項第2号《未納税引取り》に規定する「同号の用途に供される場所」とは、航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第9条《納税地》に規定する「航空機燃料の航空機への積込みの場所」（以下「積込み場所」という。）をいい、その場所についての具体的な取扱いは、同法の取扱いによる。</u></p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p><u>（未納税移出の承認範囲）</u></p> <p>第60条 法第14条第1項第5号《未納税移出》の規定による承認は、次に掲げる場合で取締上支障がないと認められるときに限り与える。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 次に掲げる揮発油を、最終の移入場所における貯蔵能力の不足、取</p>	<p><u>（未納税移出の承認範囲）</u></p> <p>第60条 法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認は、次に掲げる場合で取締上支障がないと認められるときに限り与える。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 次に掲げる揮発油を、最終の移入場所における貯蔵能力の不足、取</p>

改 正 後	改 正 前
<p>引の中間に販売業者が介在する等の取引の実情その他の事情により、一時他の蔵置場へ移出する場合</p> <p>イ 将来石化免税の規定の適用を受けることが明らかな揮発油</p> <p>ロ 将来特定用途免税の揮発油となることが明らかなもの（免税規格を有するものに限る。）</p> <p>ハ 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び地方揮発油税法の特例》、日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》及び国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》の規定による揮発油税の免除を受けるべき揮発油</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(未納税移出手続の特例)</p> <p><u>第60条の2 法第14条の2第1項《未納税移出に関する特例》の規定の適用を受けようとする者は、令5条の3第1項《未納税移出に関する特例》に規定する方法により当該揮発油が法第14条第1項各号《未納税移出》に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合</u> 未納税移出に係る揮発油である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において</p>	<p>引の中間に販売業者が介在する等の取引の実情その他の事情により、一時他の蔵置場へ移出する場合</p> <p>イ 将来航空機燃料用免税の揮発油となることが明らかなもの</p> <p>ロ 将来石化免税の規定の適用を受けることが明らかな揮発油</p> <p>ハ 将来特定用途免税の揮発油となることが明らかなもの（免税規格を有するものに限る。）</p> <p>ニ 所得税法等特例法第10条《揮発油税法及び地方揮発油税法の特例》、日米相互防衛援助協定第6条《関税及び内国税の免除又は払戻し》及び国連軍特例法第3条《所得税法等の特例》の規定による揮発油税の免除を受けるべき揮発油</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(未納税移出手続の特例)</p> <p><u>第60条の2 法第14条第1項《未納税移出》の規定により揮発油の未納税移出入を行つた場合において、揮発油を未納税移出した者と当該揮発油を未納税移入した者とが同一であり、かつ、未納税移出に係る揮発油である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等（当該揮発油の移入数量が移出数量と異なる場合は、その増減数量及び増減の生じた理由を記載したものに限り。）を作成し、これを保存しているときは、令第5条の2第2項《未納税移出に係る承認の申請等》に規定する書類の納税申告書への添付及び法第14条第7項に規定する書類の提出を省略させても差し支えない。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする未納税揮発油の移入者に対しては、未納税移入場所について法第23条《営業開廃申告等》に係る申告書</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>保存する方法。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 当該揮発油の移出の事実を令第17条《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、移入証明書を保存する方法。</u></p> <p><u>2 未納税移出をした揮発油の移入場所が、法第14条の2第1項各号に掲げる場所に該当する場合においても、納税申告書に法第10条第1項第2号《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》に規定する事項が記載されていないときは、法第14条第1項の規定は適用されない</u> <u>のであるから留意する。</u></p> <p><u>3 法第14条の2第1項第2号に規定する「当該揮発油が継続して移入される場所」とは、承認申請に係る製造場から移出される未納税免税の揮発油を、おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>4 法第14条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認は、当該製造場から移出する当該揮発油の移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p> <p><u>5 法第14条の2第2項に規定する「同項に規定する揮発油を継続して移入する場所」とは、未納税免税の揮発油をおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>なお、当該場所が未納税免税の揮発油を2以上の製造場から移入する場所である場合には、当該2以上の製造場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>6 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、移入届出書の提出を省略させても差し支えない。この場合、当該揮発油の移入者に対しては、当該移入場所について法第23条第1項《製造の開廃等の申</u></p>	<p><u>を提出させるとともに、これに未納税移入をしようとする揮発油の種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに未納税移入しようとする揮発油の種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p>(未納税引取りの承認ができる場合)</p> <p>第61条 製造場（法定製造場については指定蔵置場に限る。）又は掲名石化製品の製造場に該当する保税地域に蔵置されている揮発油が、輸入の許可を受けることにより、法に規定する引取りがあつたものとして<u>取り扱われる</u>場合において、当該揮発油が<u>引き続き</u>これらの製造場に蔵置されるときは、当該揮発油を令第7条第2号又は第3号《未納税引取りを認める揮発油及び場所》に規定する揮発油に該当することに<u>取り扱い</u>、貯蔵タンク等に蔵置のまま法第14条の3第1項《未納税引取り》の規定による承認をしても<u>差し支えない</u>。</p> <p>(「揮発油税の保全上不適当と認められる事情」の範囲等)</p> <p>第61条の2 法第14条の2第3項《未納税移出に関する特例》に規定する「<u>揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるとき</u>」とは、次の場合をいう。</p> <p>(1) <u>申請者が現に揮発油税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>申請者が法に違反したことにより告発された場合又は通告処分を受けて履行していない場合</u></p> <p>(3) <u>申請者が法に違反し、法の規定により刑に処せられ又は通告処分を</u></p>	<p>(未納税引取の承認ができる場合)</p> <p>第61条 製造場（法定製造場については指定蔵置場に限る。）又は掲名石化製品の製造場に該当する保税地域に蔵置されている揮発油が、輸入の許可を受けることにより、法に規定する引取りがあつたものとして<u>取扱われる</u>場合において、当該揮発油が<u>引続き</u>これらの製造場に蔵置されるときは、当該揮発油を令第7条第2号又は第3号《未納税引取を認める揮発油及び場所》に規定する揮発油に該当することに<u>取扱い</u>、貯蔵タンク等に蔵置のまま法第14条の2第1項《未納税引取》の規定による承認をしても<u>差し支えない</u>。</p> <p>(「揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合」の範囲等)</p> <p>第61条の2 法第14条の2第4項に規定する「<u>揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合</u>」の範囲は、次による。ただし、第2号から第4号に掲げる場合については、<u>揮発油税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない</u>。</p> <p>(1) <u>申請者が現に揮発油税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>申請者が法に違反したことにより国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第13条《報告又ハ収税官吏ノ告発》若しくは第14条第2項《直</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>受け、その刑に処された日又はその通告の旨を履行した日から1年を経過しない者である場合</u></p> <p>(4) <u>申請者が申請の日前1年以内において揮発油税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき</u></p> <p>(5) <u>法第14条の2第1項第2号に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該製造場から申請に係る移入場所に移出した揮発油についての移入明細書が、納税申告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(6) <u>法第14条の2第2項に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該移入場所に移入した揮発油に係る移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(7) <u>帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、揮発油税の保全上不適当と認められる場合</u></p> <p>2 <u>法第14条の2第4項に規定する「揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」については、次のとおり取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>法第14条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認を受けている移入場所について、前項（第5号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を受けた移入場所の一部又は全部について、その承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(2) <u>法第14条の2第2項に規定する税務署長の承認を受けた移入場所について、前項（第6号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</u></p> <p>3 <u>法第14条の3第4項に規定する「揮発油税の保全上不適当と認められる事情がある場合」の範囲は、次による。</u></p>	<p><u>告発》の規定に基づき告発された場合又は同法第14条第1項《通告処分》に規定する通告処分（以下「通告処分」という。）を受け、申請時において履行していない場合</u></p> <p>(3) <u>申請者が法に違反し、法の規定により刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑に処せられた日又はその通告の旨を履行した日から1年を経過しない者である場合</u></p> <p>(4) <u>申請者について法第14条の2第6項《未納税引取揮発油の区分蔵置命令》の規定により未納税引取揮発油とその他の揮発油とを区別して蔵置することを命じられたにもかかわらず、これに従わなかった場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>第1項第1号から第3号に掲げる場合</u></p> <p>(2) <u>申請者について法第14条の3第6項《未納税引取揮発油の区分蔵置命令》の規定により未納税引取揮発油とその他の揮発油とを区別して蔵置することを命じられたにもかかわらず、これに従わなかった場合</u></p> <p>4 令第6条第1項《<u>未納税引取り</u>の承認の申請等》に規定する申請書（未納税引取承認申請書）には、未納税引取りの移入場所である製造場に係る揮発油税及び地方揮発油税に関する納税証明書（国税通則法第123条第1項《納税証明書の交付等》に規定する納税証明書（当該申請書の提出の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。）で、納税額、納付すべき税額中未納の税額を証明事項とするもの）を添付させることとする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第69条 法第16条の3第1項及び法<u>第16条の5</u>第1項《航空機燃料用揮発油の免税》の規定は、航空機燃料に該当する揮発油が、その使用場所に到着後に、例えば航空機に内蔵されていないガスタービンコンプレツサーの燃料用等、当該到着後においてのみ使用区分が明らかとなる航空機燃料以外の用途に一部転用され、その転用につき揮発油税が課されることが予定されている場合にも、適用して<u>差し支えない</u>。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 所得税法等特例法その他の法律の規定に基づき揮発油税を免除すべき航空機燃料に該当する揮発油については、これらの法律の規定によつて免除することとし、法第16条の3第1項又は法<u>第16条の5</u>第1項の規定は適用しない。ただし、航空機燃料用免税の揮発油をアメリカ合衆国の軍隊に譲渡することにつき、法第16条の3第7項（法<u>第16条の5</u>第4項</p>	<p>2 令第6条第1項《<u>未納税引取</u>の承認の申請等》に規定する申請書（未納税引取承認申請書）には、未納税引取りの移入場所である製造場に係る揮発油税及び地方揮発油税に関する納税証明書（国税通則法第123条第1項《納税証明書の交付等》に規定する納税証明書（当該申請書の提出の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。）で、納税額、納付すべき税額中未納の税額を証明事項とするもの）を添付させることとする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第69条 法第16条の3第1項及び法<u>第16条の4</u>第1項《航空機燃料用揮発油の免税》の規定は、航空機燃料に該当する揮発油が、その使用場所に到着後に、例えば航空機に内蔵されていないガスタービンコンプレツサーの燃料用等、当該到着後においてのみ使用区分が明らかとなる航空機燃料以外の用途に一部転用され、その転用につき揮発油税が課されることが予定されている場合にも、適用して<u>差支えない</u>。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 所得税法等特例法その他の法律の規定に基づき揮発油税を免除すべき航空機燃料に該当する揮発油については、これらの法律の規定によつて免除することとし、法第16条の3第1項又は法<u>第16条の4</u>第1項の規定は適用しない。ただし、航空機燃料用免税の揮発油をアメリカ合衆国の軍隊に譲渡することにつき、法第16条の3第7項（法<u>第16条の4</u>第4項</p>

改 正 後	改 正 前
<p>において準用する場合を含む。)の規定が適用される場合には、この限りでない。</p>	<p>において準用する場合を含む。)の規定が適用される場合には、この限りでない。</p>
<p>(移入場所の範囲等)</p>	<p>(移入場所の範囲等)</p>
<p>第70条 法第16条の3第1項《移出に係る航空機燃料用揮発油の免税》に規定する「同号の用途に供される場所」の範囲については、<u>第58条の2</u>に定めるところによる。</p>	<p>第70条 法第16条の3第1項《移出に係る航空機燃料用揮発油の免税》に規定する「同号の用途に供される場所」とは、<u>航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第9条《納税地》</u>に規定する「<u>航空機燃料の航空機への積込みの場所</u>」（以下「<u>積込み場所</u>」という。）をいい、その場所についての具体的な取扱いは、<u>同法の取扱い</u>による。</p>
<p>2・3 (省略)</p>	<p>2・3 (同左)</p>
<p>4 前項の譲渡が直接航空機に積込む方法によるものである場合には、当該積込みに係る航空機燃料に該当する揮発油に対する法第16条の3第1項又は<u>法第16条の5</u>第1項の規定による揮発油税の免除と、航空機燃料税の課税（国及び地方公共団体にあつては非課税）とが同時に行われることとなるのであるから留意する。</p>	<p>4 前項の譲渡が直接航空機に積込む方法によるものである場合には、当該積込みに係る航空機燃料に該当する揮発油に対する法第16条の3第1項又は<u>法第16条の4</u>第1項の規定による揮発油税の免除と、航空機燃料税の課税（国及び地方公共団体にあつては非課税）とが同時に行われることとなるのであるから留意する。</p>
<p>(用途外消費等される場合の特例)</p>	<p>(用途外消費等される場合の特例)</p>
<p>第72条 航空機の製造場等において、新たに製造した航空機の燃料系統の調整のため、航空機燃料用免税の揮発油を消費（いわゆるフラツシング）した場合には、当該消費により消滅し、又は廃油となる部分の当該揮発油に対してのみ、<u>法第16条の3</u>第5項及び第6項《用途外消費等に対する揮発油税の課税等》（<u>法第16条の5</u>第4項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。ただし、その消滅し、又は廃油となる当該揮発油の数量が当該消費に係る揮発油の数量に比してわずかであつて、当該消費が第21条第2項《場内消費の範囲等》に規定する当該揮発</p>	<p>第72条 航空機の製造場等において、新たに製造した航空機の燃料系統の調整のため、航空機燃料用免税の揮発油を消費（いわゆるフラツシング）した場合には、当該消費により消滅し、又は廃油となる部分の当該揮発油に対してのみ、<u>法第16条の3</u>第5項及び第6項《用途外消費等に対する揮発油税の課税等》（<u>法第16条の4</u>第4項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。ただし、その消滅し、又は廃油となる当該揮発油の数量が当該消費に係る揮発油の数量に比してわずかであつて、当該消費が第21条第2項《場内消費の範囲等》に規定する当該揮発</p>

改 正 後	改 正 前
<p>油の利用行為に相当すると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>2 第69条第1項《航空機燃料用免税の適用範囲》の規定の適用を受けた航空機燃料用免税の揮発油が、やむを得ない事情により、航空機燃料用以外の用途に断続的に転用されている場合又は当該用途に消費する者に継続的に譲渡されている場合には、当該転用又は譲渡についての承認を事前に包括して与えることができるものとし、当該承認に係る揮発油に対する法第16条の3第6項の課税は、一定期間分を適宜まとめて行うこととして<u>差し支えない</u>。</p> <p>(譲渡の承認を受けた場合の移入証明書等の特例)</p> <p>第73条 航空機燃料用免税の揮発油を同一の免税用途に供するため、税務署長の承認を受けて譲渡した場合において、その譲渡が航空機に直接給油して行われたものであるときは、次項による場合を除き、その揮発油の譲受けに係る航空機の機長等が作成した譲受けの事実を証する書類（以下この条において「機長証明」という。）をもつて、移入証明書に該当することに<u>取り扱う</u>。</p> <p>2 前項の承認を受けた譲渡が航空機の基地で行われる等移出場所と移入場所とが同一である場合で、移入者に相当する譲受人が移入届出書を提出しているときは、移出者に相当する譲渡人に<u>移入明細書</u>の納税申告書への添付を省略させて<u>差し支えない</u>。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(移出に係る航空機燃料用揮発油の免税手続の特例)</p> <p>第73条の2 法第16条の4第1項《移出に係る航空機燃料用揮発油の免</p>	<p>油の利用行為に相当すると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>2 第69条第1項《航空機燃料用免税の適用範囲》の規定の適用を受けた航空機燃料用免税の揮発油が、やむを得ない事情により、航空機燃料用以外の用途に断続的に転用されている場合又は当該用途に消費する者に継続的に譲渡されている場合には、当該転用又は譲渡についての承認を事前に包括して与えることができるものとし、当該承認に係る揮発油に対する法第16条の3第6項の課税は、一定期間分を適宜まとめて行うこととして<u>差支えない</u>。</p> <p>(譲渡の承認を受けた場合の移入証明書等の特例)</p> <p>第73条 航空機燃料用免税の揮発油を同一の免税用途に供するため、税務署長の承認を受けて譲渡した場合において、その譲渡が航空機に直接給油して行われたものであるときは、次項による場合を除き、その揮発油の譲受けに係る航空機の機長等が作成した譲受けの事実を証する書類（以下この条において「機長証明」という。）をもつて、<u>令第10条の4《移出に係る航空機燃料用揮発油の免税手続》</u>に規定する移入証明書に該当することに<u>取扱う</u>。</p> <p>2 前項の承認を受けた譲渡が航空機の基地で行われる等移出場所と移入場所とが同一である場合で、移入者に相当する譲受人が移入届出書を提出しているときは、移出者に相当する譲渡人に<u>前項の移入証明書</u>の納税申告書への添付を省略させて<u>差し支えない</u>。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>税に関する特例》の規定の適用を受けようとする者は、令第10条の6第1項《移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例》に規定する方法により当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、法第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合であっても、納税申告書に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合 航空機燃料用免税の揮発油である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存する方法。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 当該揮発油の移出の事実を令第17条《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、移入証明書を保存する方法。</u></p> <p><u>2 法第16条の4第1項第2号に規定する「当該揮発油が継続して移入される場所」とは、承認申請に係る製造場から移出される航空機燃料用免税の揮発油を、おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>3 法第16条の4第1項第2号に規定する税務署長の承認は、当該製造場から移出する当該揮発油の移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p> <p><u>4 法第16条の4第2項に規定する「同項に規定する揮発油を継続して移入する場所」とは、航空機燃料用免税の揮発油をおおむね月1回以上の</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>なお、当該場所が航空機燃料用免税の揮発油を2以上の製造場から移入する場所である場合には、当該2以上の製造場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>5 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、移入届出書の提出を省略させても差し支えない。この場合、当該揮発油の移入者に対しては、当該移入場所について法第23条第1項《製造の開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに免税移入しようとする揮発油の種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p><u>6 法第16条の4第3項の規定により法第14条の2第3項又は同条第4項の規定を準用する場合の取扱いについては、第61条の2第1項又は第2項《「揮発油の保全上不相当と認められる事情」の範囲等》の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第14条の2第1項」とあるのは「法第16条の4第1項」と、「法第14条の2第2項」とあるのは「法第16条の4第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(特定石化製品の移入手続の特例)</u></p> <p><u>第81条の2 租特法第89条の2第12項《石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等》の規定の適用を受けようとする者は、租特令第47条の5第7項《特定石油化学製品の移出についての書面の提出等》に規定する方法により当該特定石化製品が租特法第89条の2第4項ただ</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>し書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、同条第12項の規定の適用を受けようとする者に対しては、同条第6項に規定する書面に特定石化製品の移出に関する明細書を添付させるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該特定石化製品を移出した者と当該特定石化製品を移入した者が同一である場合 租特法第89条の2第4項ただし書の規定に該当する特定石化製品である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存する方法。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 当該特定石化製品の移出の事実を租特令第47条の6《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、移入証明書を保存する方法。</u></p> <p><u>2 租特法第89条の2第12項第2号に規定する「当該特定石油化学製品が継続して移入される場所」とは、承認申請に係る製造場から移出される特定石化製品を、おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>3 租特法第89条の2第12項第2号に規定する税務署長の承認は、当該製造場から移出する当該特定石化製品の移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p> <p><u>4 租特法第89条の2第13項に規定する「同項に規定する特定石油化学製品を継続して移入する場所」とは、移出した特定石化製品をおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、当該場所が移出した特定石化製品を2以上の製造場から移入する場所である場合には、当該2以上の製造場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>5 当該特定石化製品を移出した者と当該特定石化製品を移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、移入届出書の提出を省略させても差し支えない。この場合、特定石化製品の移入者に対しては、特定石化製品の移入場所について法第23条第1項《製造の開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに移入しようとする特定石化製品の種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p><u>6 租特法第89条の2第14項に規定する「揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるとき」又は同条第15項に規定する「揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」の取扱いについては、第61条の2第1項又は第2項《「揮発油の保全上不適当と認められる事情」の範囲等》の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第14条の2第1項」とあるのは「租特法第89条の2第14項」と、「法第14条の2第2項」とあるのは「租特法第89条の2第15項」と、第1項第5号及び第6号中「揮発油」とあるのは「特定石化製品」と、同項第5号中「納税申告書」とあるのは「同条第6項に規定する書面」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(移出に係る揮発油の特定用途免税手続の特例)</u></p>	
<p><u>第86条の2 租特法第89条の3第6項《移出に係る揮発油の特定用途免</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>税》又は同法第90条第6項《移出に係るみなし揮発油の特定用途免税》の規定の適用を受けようとする者は、租特令第47条の8第5項《移出に係る揮発油の特定用途免税手続等》又は租特令第48条の2第5項《移出に係るみなし揮発油の特定用途免税手続等》に規定する方法により、当該揮発油が租特法第89条の3第1項に規定する用途に供される揮発油に該当すること又は租特法第90条第1項に規定する規格を有するものであること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、租特法第89条の3第6項又は同法第90条第6項の規定の適用を受ける場合であっても、納税申告書に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合 特定用途免税の揮発油である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存する方法。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 当該揮発油の移出の事実を令第17条《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、移入証明書を保存する方法。</u></p> <p><u>2 租特法第89条の3第6項第2号に規定する「当該揮発油が継続して移入される場所」又は同法第90条第6項第2号に規定する「当該みなし揮発油が継続して移入される場所」とは、承認申請に係る製造場から移出される特定用途免税の揮発油を、おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>3 租特法第89条の3第6項第2号又は同法第90条第6項第2号に規定する税務署長の承認は、当該製造場から移出する当該揮発油の移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p> <p><u>4 租特法第89条の3第7項に規定する「同項に規定する揮発油を継続して移入する場所」又は同法第90条第7項に規定する「同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所」とは、移出した特定用途免税の揮発油をおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u> <u>なお、当該場所が移出した特定用途免税の揮発油を2以上の製造場から移入する場所である場合には、当該2以上の製造場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>5 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、移入届出書の提出を省略させても差し支えない。この場合、当該揮発油の移入者に対しては、当該移入場所について法第23条第1項《製造の開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに免税移入しようとする揮発油の種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p><u>6 租特法第89条の3第8項に規定する「揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるとき」又は同条第9項に規定する「揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」の取扱いについては、第61条の2第1項又は第2項《「揮発油の保全上不適当と認められる事情」の範囲等》の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第14条の2第1項」とあるの</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>は「<u>租特法第89条の3第8項</u>」と、「<u>法第14条の2第2項</u>」とあるのは「<u>租特法第89条の3第9項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>7 <u>租特法第90条第8項に規定する「揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるとき」又は同条第9項に規定する「揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」の取扱いについては、第61条の2第1項又は第2項《「揮発油の保全上不適当と認められる事情」の範囲等》の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「<u>法第14条の2第1項</u>」とあるのは「<u>租特法第90条第8項</u>」と、「<u>法第14条の2第2項</u>」とあるのは「<u>租特法第90条第9項</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(沖縄の蔵置場への沖縄内からの未納税移出)</p> <p>第107条 沖特令第74条第1項《揮発油税及び地方揮発油税の軽減等》の規定の適用を受けるため、沖縄県の区域内にある製造場から、前条第2項に規定する蔵置場に向けて揮発油を移出する場合には、法第14条第1項第5号《未納税移出》の規定による承認を与えるものとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(沖縄の蔵置場への沖縄内からの未納税移出)</p> <p>第107条 沖特令第74条第1項《揮発油税及び地方揮発油税の軽減等》の規定の適用を受けるため、沖縄県の区域内にある製造場から、前条第2項に規定する蔵置場に向けて揮発油を移出する場合には、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認を与えるものとする。</p> <p>2 (同左)</p>